

# 【再交付・書換申請について】

## 【注意事項】

- ・ 本人以外（会社等）の申請は受理できません。
- ・ 2,200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
- ・ 【必要書類】 4. (1)～(5)のいずれかの写しの添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。
- ・ 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。
- ・ 滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
- ・ 再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
- ・ 氏名の変更を確認する書類として、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）または個人事項証明書（戸籍抄本）の添付が必要です。（発行から6ヶ月以内の証明書原本に限ります。（コピーは不可。）
- ・ 申請書を受理してから合格証の発送まで1ヶ月～1.5ヶ月程度かかります。  
（年度の変わり目はさらに時間がかかる場合があります）

## 【必要書類】

申請の際には、内容に漏れがないか確認の上、下記1～5を【送付先】へ送付してください。

1. 再交付申請書（「再交付申請書」よりダウンロードし、必要事項を記入して下さい）
2. 書換申請書（「書換申請書」よりダウンロードし、必要事項を記入して下さい。）
3. 収入印紙2,200円分（再交付申請書に貼付してください）
4. 本人及び住所確認書類  
下記(1)から(5)のいずれかの写しを提出して下さい。
  - (1) 運転免許証（表面及び裏面。有効期限内のもの）
  - (2) 監理技術者資格者証（表面及び裏面。有効期限内のもの）
  - (3) 住民票の写し（提出日時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの。  
個人番号（マイナンバー）の記載がある場合はマスキング。写しのコピーでも可。）
  - (4) マイナンバーカード（表面のみ。カードの有効期限内のもの）
  - (5) 在留カード（表面及び裏面。有効期限内のもの）
5. 変更内容が証明できるもの  
（下記のいずれか。変更前後の確認ができる発行から6ヶ月以内の証明書原本。）
  - ・ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）
  - ・ 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）

【送付先】 ↓切り取ってご利用下さい

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41

大手前合同庁舎

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課  
造園施工管理技士技術検定合格証明書交付窓口 宛

再交付・書換申請書在中